

平成二十二年三月三十日受領  
答弁第二七二号

内閣衆質一七四第二七二号

平成二十二年三月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による取調べの実態等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による取調べの実態等に関する第三回質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねの各事案については、処分を受けた時期等にかんがみ、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。

二、三及び五から七までについて

お尋ねについては、確認できる関係文書が保存されていないため、お答えすることは困難である。

八について

お尋ねの「被疑者以外の者」は、参考人である。

九及び十三について

御指摘のような事例は承知していないところ、検察当局においては、従来から、取調べについては、その適正の確保に努め、一般的には適正に行われているものと承知しており、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。

十について

御指摘の「記述」については、承知している。

十一及び十二について

特定の書籍における個別の記述について、政府として、答弁することは差し控えるが、検察当局においては、従来から、取調べについては、その適正の確保に努め、一般的には適正に行われているものと承知している。